

公 告

平成30年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務(設計)に関する基本協定の締結について

次のとおり公告します。

平成30年 2月14日

九州地方整備局

遠賀川河川事務所長 浦山 洋一

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

平成30年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務(設計)に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

本協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間、又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害対策の業務（設計）に關し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 基本協定区間

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、協定締結者の同意を得たうえで、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施するものとする。

(4) 基本協定期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 本協定締結業者の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力から総合的に評価して、決定する。

(6) 本基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。なお、業務内容は、災害申請資料作成全般、及び災害復旧箇所の工事のための設計まで含むこともある。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

(7) 本基本協定を締結した場合でも災害等の発生のなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。

(8) 本基本協定（案）は、別添-1のとおりである。

2 基本協定締結のために必要な要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 福岡県内に本店（本社）又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による）を有していること。

- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。また、認定されていない場合は、当該基本協定の締結に参加する資格を有しない。なお、基本協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格を失効したときは、失効した日をもって基本協定を無効とするものとする。
- (4) 協定締結参加確認申請書の提出期限の日から協定締結日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中ないこと。
- (5) 平成25年度以降に国、県、市町村等が発注した河川に関する設計業務、災害時等における発注者の支援業務のいずれかの実績があること。また、九州地方整備局（港湾空港関係除く）発注業務の「土木関係コンサルタントにおける河川部門」で過去2年以内（平成27年、28年度）において、局長または事務所長の表彰実績があること。
なお、国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。
- (6) 九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）の発注した設計業務、災害時等における発注者の支援業務のうち、平成25年度以降に完成した業務の実績がある場合においては、当該業務に係る業務成績評定表の評定点の平均が60点以上であること。ただし、認定通知を受けていないため業務成績を評定できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。
- (7) 緊急業務に対応する体制として、次ぎに掲げる基準を満たす技術者を早急に配置できること。
設計業務：技術士（建設部門〔選択科目；河川、砂防及び海岸・海洋〕）又は RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門）
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ないこと。

3 協定の総合的な評価に関する事項等

- (1) 協定説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。
- (2) 協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、平成30年3月12日（月）を予定している。
- (3) 協定締結の期日については、平成30年3月26日（月）を予定している。

4 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1番1号
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 工務課
担当：工務課長 川邊 英明（内線311）
工務第二係長 野口 聰介（内線314）
電話 0949-22-1830 FAX 0949-22-1855

(2) 協定説明資料の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成30年2月14日（水）から平成30年2月28日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1番1号
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 工務課

③ 交付方法： 手渡しによる交付を原則とするが、遠方の場合は、メール等での送付も可能とする。(※遠賀川河川事務所 HP から入手できます。)

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間： 平成30年2月14日（水）から平成30年2月28日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

②提出場所： 上記（1）と同じ。

③提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

5 その他

協定の作成要領協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「協定説明書」による。